

熊本県公告第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷 2016 番 1 の一部及び同 2016 番 9 の一部
472.87 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字北甘木 2016 番 10
毛利 幹雄
上益城郡嘉島町大字北甘木 2016 番 10
毛利 真由美

熊本県公告第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字北横大道 1667 番 4 の一部
314.05 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字惣領 1315 番地 1
赤星 輝昭
上益城郡益城町大字惣領 1315 番地 1
赤星 昭男

熊本県公告第180号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定による行政処分について、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 株式会社ユートピア開発
代表者氏名 代表取締役 坂口 頼邦
事務所所在地 熊本県熊本市長嶺南 4 - 2 - 8
免許証番号 熊本県知事（6）第 2402 号
免許年月日 平成 11 年 3 月 23 日
- 2 処分年月日
平成 16 年 2 月 20 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 1 月
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、松島町長松尾万二郎から戸の河内地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼**公告**

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定により、廃棄物最終処分場事業に関する環境影響評価方法書を作成しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供します。

平成16年3月1日

株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小 林 景 子

- 1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小林 景子
- (2) 住所 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 株式会社 IWD 東亜熊本 最終処分場事業
 - (2) 種類 産業廃棄物最終処分場の設置の事業
 - (3) 規模 計画埋立面積 安定型：約 86,000m²、管理型：約 95,000m²
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県水俣市長崎字東山、字馬尻田、湯出字清水、字建壁、字村上、字村下の各一部
- 4 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県水俣市長崎、湯出、木臼野、薄原、深川、江添、緑ヶ丘、江南町、平町、旭町、大黒町の各一部
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 株式会社 IWD 東亜熊本 事務所（住所：水俣市長崎 1520 番地 43）
水俣市役所（福祉環境部環境対策課）
熊本県水俣保健所（衛生環境課）
 - (2) 期間 平成 16 年 3 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
 - (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができます。
 - (1) 提出期限 平成 16 年 4 月 15 日
 - (2) 提出先 〒 867 - 0033 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43 株式会社 IWD 東亜熊本
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載して下さい。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること）

水俣市土石流災害検討委員会公告第 3 号

第 3 回水俣市土石流災害検討委員会次のとおり開催する。

平成 16 年 3 月 1 日

水俣市土石流災害検討委員会

- 1 開催日時
平成 16 年 3 月 9 日（火）
午後 2 時 00 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28 番 51 号
熊本テルサ
- 3 議題
 - (1) 第 2 回委員会の概要報告及び指摘・要望事項等に対する検討結果の報告
 - (2) 警戒避難体制のあり方について
 - (3) 委員会としての提言について
- 4 傍聴者の定員
15 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 検討会の傍聴を希望者される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - (2) 受付時間は、委員会開会の 30 分前から 5 分前までとする。
 - (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
水俣市土石流災害検討委員会事務局
(熊本県林務水産部森林保全課、土木部砂防課)
(電話 096 - 383 - 1111 森林保全課内線 5658、砂防課内線 6264)

熊本県男女共同参画審議会公告第 5 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 16 年 3 月 1 日

熊本県男女共同参画審議会

会長 高 木 絹 子

- 1 開催日時
平成16年3月15日（月）
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階「展望会議室」
- 3 議題
(1) 年次報告書について
(2) 平成15年度男女共同参画関連施策実施状況について
(3) 平成16年度男女共同参画関連予算について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7421）

熊本県教育委員会公告第4号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成16年3月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成16年3月9日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
(1) 社会教育委員会「熊本県子どもの読書活動推進計画（仮称）」について（答申）
(2) 熊本県育英資金貸与規則の一部改正について
(3) 熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正について
(4) 第59回 国民体育大会冬季大会（スキー競技）の成績について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴受付は、会議当日午後1時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
(2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
(3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
（電話 096 - 383 - 1111 内線 6616）

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年3月1日

熊本県立美術館協議会

会長 三 浦 洋 一

- 1 開催日時
平成16年3月12日（金）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市二の丸2番

熊本県立美術館本館 会議室

3 議題

(1) 平成15年度事業報告について

- ア 展覧会活動
- イ 教育普及活動
- ウ 美術品収集

(2) 平成16年度事業計画案について

- ア 展覧会活動
- イ 教育普及活動

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市二の丸2番

熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務課）

（電話 096 - 352 - 2111）